

令和3年度 第1回浜松市社会福祉審議会 障害福祉専門分科会

日時 令和3年5月24日（月）

14：10～14：50

場所 浜松市役所本館8階 第4委員会室

次 第

1 開会

2 専門分科会長の互選

3 会長あいさつ

4 会長職務代理者の指名

5 議事

- (1) 第6期浜松市障がい福祉実施計画及び第2期浜松市障がい児福祉実施計画の策定について
- (2) 令和3年度の障害保健福祉課の予算概要について
- (3) 障がい者相談支援事業について
- (4) 医療的ケア児等支援事業について
- (5) 浜松市地域活動支援センターI型事業所の公募について
- (6) 【区役所サービス向上への取組】申請書の一元化について

6 その他

7 閉会

第1回 障害福祉専門分科会

令和3年5月24日（月）

14：10～14：50

浜松市役所本館8階 第4委員会室

わかりやすい版

だい
第6期

浜松市障がい福祉実施計画

だい
第2期

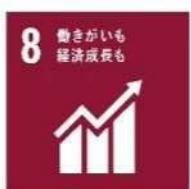
浜松市障がい児福祉実施計画

れい わ
令和3(2021)年度～令和5(2023)年度



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGs(持続可能な開発目標)とは持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、「誰一人取り残さない」でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。



浜松市は、平成30年6月に「SDGs未来都市」に選定されており、本計画の取り組みもSDGsに通ずるものとして各事業を推進してまいります。

れい わ
令和3(2021)年3月

はま まつ し
浜松市

はじめに

■計画のあらまし

●この計画は、**障害者総合支援法**に基づく「市町村障害福祉計画」及び**児童福祉法**に定める「市町村障害児福祉計画」として、障がいのある人と障がいのある子どもの地域生活を支援するための障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援）を提供するための体制確保の係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について定めるものです。

●計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

●浜松市では、**障害者基本法**の規定に基づき浜松市が策定した「第3次浜松市障がい者計画」の分野別施策の「生活支援」に関する部分の実施計画として位置付けています。

■浜松市の考え方

本計画は、障がい者計画の分野別施策の生活支援に関する部分の実施計画と位置付けているため、障がい者計画と同一の理念とします。

『支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち』

障がいのある人一人ひとりが社会を構成する一員として、住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らすことを基本に、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを目指します。

この基本理念を踏まえ、障がいのある人の視点に立ち、ライフステージに応じた総合的な支援を地域全体で進め、障がいのある人の生活の質の向上を図るよう、必要な障害福祉サービス等を提供します。

■障害者総合支援法とは

障がいのある人もない人も住み慣れた地域で生活するために、日常生活や社会生活の総合的な支援を目的とした法律です。

■児童福祉法とは

子どもの福祉を保障するためにあらゆる子どもが持つべき権利や支援が定められている法律です。

■障害者基本法とは

障がいのある人に関係する一番大切な法律です。障がいのある人の法律や制度について基本的な考え方を示しています。

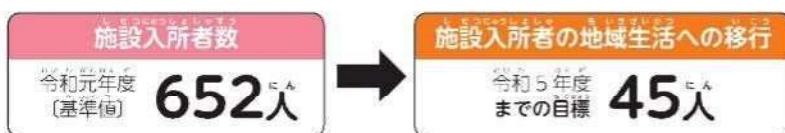
■障がい者計画とは

障害者基本法に規定された基本計画です。障がい者施策についての基本的方向を示し、実効性ある施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。

計画の成果目標

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本人が希望する地域で安心して暮らすことができる、地域生活への移行を推進します。



施設入所待機者の状況を鑑み、施設入所者数の削減目標は設定しません。

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう体制づくりを進めます。

令和5年度 目標

退院率、長期入院患者数、地域における平均生活日数の目標を県で設定するため、その目標の達成に向け、協議の場において課題を共有し、解決に向けた取り組みを進めます。

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

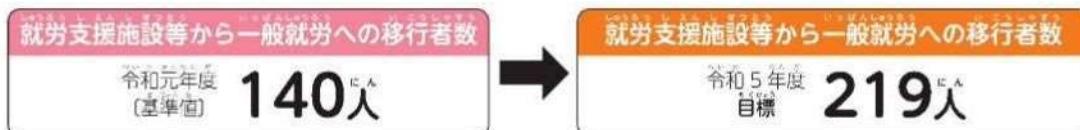
障がいのある人が安心して地域で生活できる体制を整備します。

令和5年度 目標

地域生活支援拠点等に必要な5つの機能（相談、緊急時受け入れ・対応、体験の機会・場、人材育成、地域の体制づくり）について取り組みを進めるとともに機能充実に向けた検証及び検討の場を設置します。

4. 福祉施設から一般就労への移行

自立支援の観点から、地域の中でいきいきと安心して生活を送ることができるよう、就労支援施設等から一般就労への移行を推進します。



5. 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援等の充実を図っていきます。

①児童発達支援センター

令和5年度
目標

児童発達支援センターを継続して設置

②保育所等訪問支援

令和5年度
目標

希望する児童が保育所等訪問支援を利用できるよう体制を維持

③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

令和5年度
目標

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を維持

④医療的ケア児等コーディネーターの配置

令和5年度
目標

医療的ケア児等コーディネーターを配置

6. 相談支援体制の充実・強化等

地域の相談支援体制を強化するため、総合的・専門的な相談支援の充実を図ります。

令和5年度 目標

基幹相談支援センターを継続して設置し、総合的・専門的な相談対応や地域相談支援事業者への専門的な指導・助言・人材育成、地域の相談機関との連携強化に取り組む
自立支援協議会において地域の相談支援体制の強化に取り組む

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

障害福祉サービス利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行う体制の構築をします。

令和5年度 目標

市担当職員が障害福祉サービスの理解を深めるため、研修に参加
障害福祉サービスの請求に関する審査結果を分析し、その内容を事業所や関係自治体と共有し、課題解決に向けて取り組む
障害福祉サービス事業所に対する指導監査を適正に実施し、その結果を関係自治体と共有し、情報交換を実施する

おも 主なサービス見込量

1 障害福祉サービス

サービスの種類	内 容	令和2年度 (2020)見込量	令和5年度 (2023)計画値
訪問系サービス			
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。	813人	936人
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援まで総合的に行います。	53人	109人
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時の移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。	112人	113人
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。	11人	14人
日中活動系サービス			
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事などの介護等を行うとともに、創造的活動や生産活動の機会の提供等を行います。	1,596人	1,727人
自立訓練 (機能訓練)	障害者支援施設等又は自宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを通して身体機能又は生活能力の維持、向上等の訓練を行うとともに、生活の支援等を行います。	41人	67人
自立訓練 (生活訓練)	障害者支援施設等又は自宅を訪問して行う入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活に関する相談及び助言その他の必要な支援等を行います。	93人	93人
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	314人	395人
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結んだうえで、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	534人	589人
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	1,306人	1,446人
就労定着支援	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や雇用に伴い生じる課題解決に向けて必要な支援を実施します。 具体的には、企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	125人	200人
療養介護	医療と共に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の世話を行います。	107人	142人
短期入所 (福祉型、医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	538人	554人

サービスの種類	内 容	令和2年度 (2020)見込値	令和5年度 (2023)計画値
居住系サービス			
自立生活援助	居住系サービスは、居住の場の一つとなるものであり、地域の住まいであるグループホームと専門的な支援を行う入所施設で支援をしています。	27人	27人
共同生活援助	地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	516人	735人
宿泊型自立訓練	居室を提供し、一定期間、家事等の日常生活能力を向上させるための支援等を行います。	38人	63人
施設入所支援	介護が必要な人や通所が困難な人で、生活介護等の中活動系サービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活の支援を行います。	650人	639人
相談支援			
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。	5,279人	5,922人
地域移行支援	入所施設や精神科病院から地域生活への移行を希望する人に対し、住居の確保等必要な支援を行います。	14人	21人
地域定着支援	居宅において単身により地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じる地域生活における課題について、相談や訪問等を行います。	116人	159人



2

じどうふくしほうきてい
児童福祉法に規定するサービス

サービスの種類	内 容	令和2年度 (2020)見込値	令和5年度 (2023)計画値
障害児通所支援			
児童発達支援	就学前の発達に課題のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。	1,191人	1,365人
放課後等 デイサービス	学校就学中の発達に課題のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。	2,101人	2,652人
保育所等訪問支援	発達に課題のある子どもが通う幼稚園や保育所等を訪問し、他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	816人	874人
居宅訪問型 児童発達支援	重度障がい等により外出が困難な障がいのある子どもに対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作等の指導をして発達支援を行います。	4人	6人
障害児入所支援			
福祉型障害児 入所支援	障がいのある子どもに対し、保護又は日常生活の指導、知識技能の付与を行います。	46人	46人
医療型障害児 入所支援	障がいのある子どもに対し、保護又は日常生活の指導、知識技能の付与及び治療を行います。	26人	26人
障害児相談支援	障がいのある子どもが障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	4,043人	5,055人



浜松市の障がい者・障がい児を取り巻く状況は?

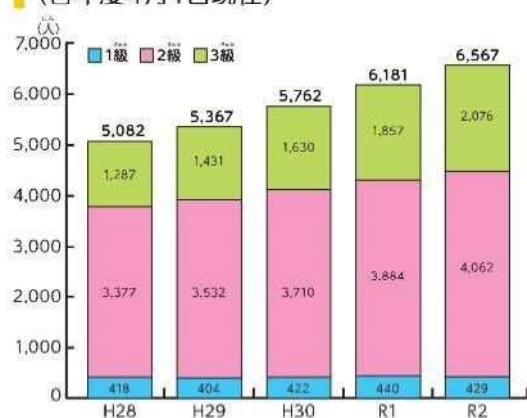
取り巻く
状況

浜松市の人口は減少傾向にありますが、手帳所持者数は増加傾向にあります。重複して所持している人もいるため単純な合計数にはならないものの、浜松市民のおよそ5.0%が手帳を所持していることになります。

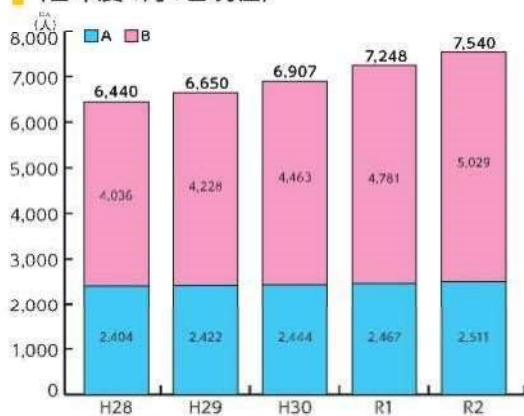
障がい別身体障害者手帳所持者の推移
(各年度4月1日現在)



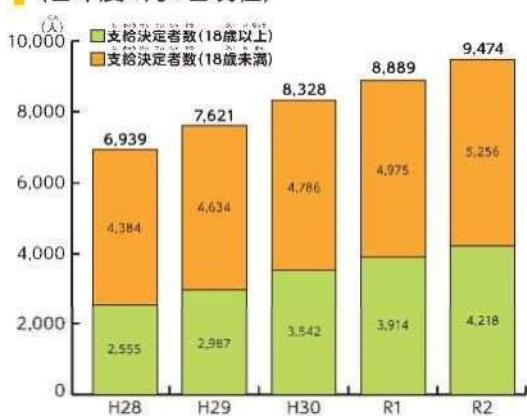
等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移
(各年度4月1日現在)



等級別療育手帳所持者の推移
(各年度4月1日現在)



障害福祉サービス等支給決定者の推移
(各年度4月1日現在)



第6期浜松市障がい福祉実施計画・
第2期浜松市障がい児福祉実施計画 わかりやすい版
発行／浜松市 〒430-8652 浜松市中区元城町103-2
監修／健康福祉部 障害保健福祉課
TEL(053)457-2863 FAX(053)457-2630
発行日／令和3年3月

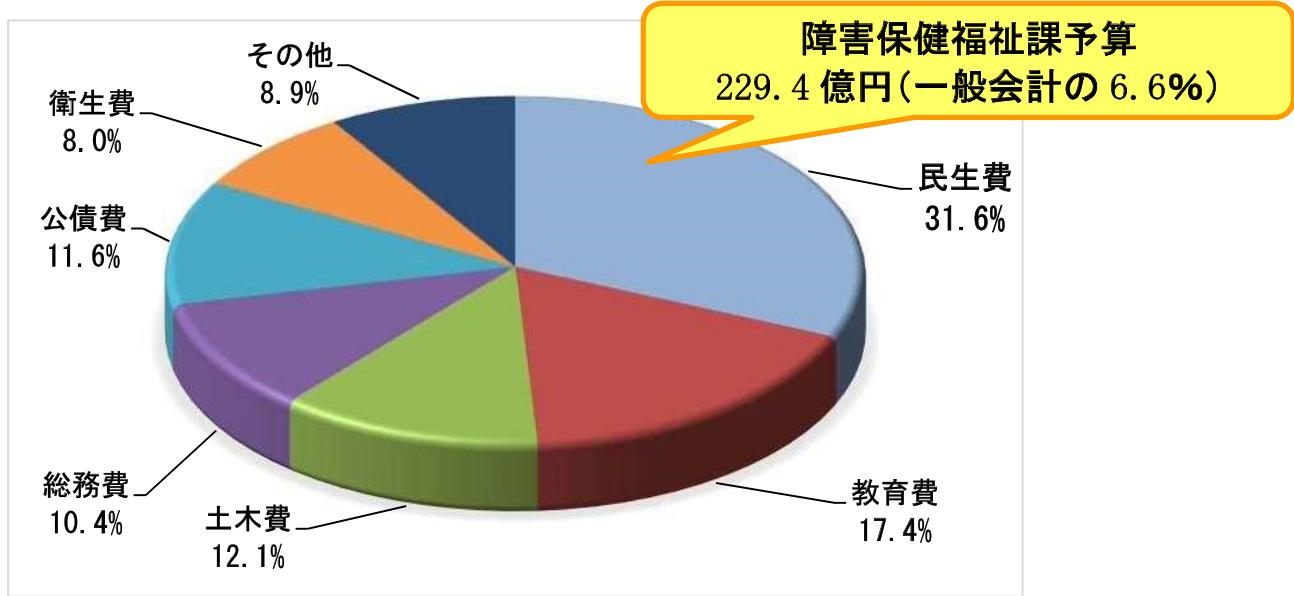
1 令和3年度予算の概要

(1) 浜松市予算の内訳

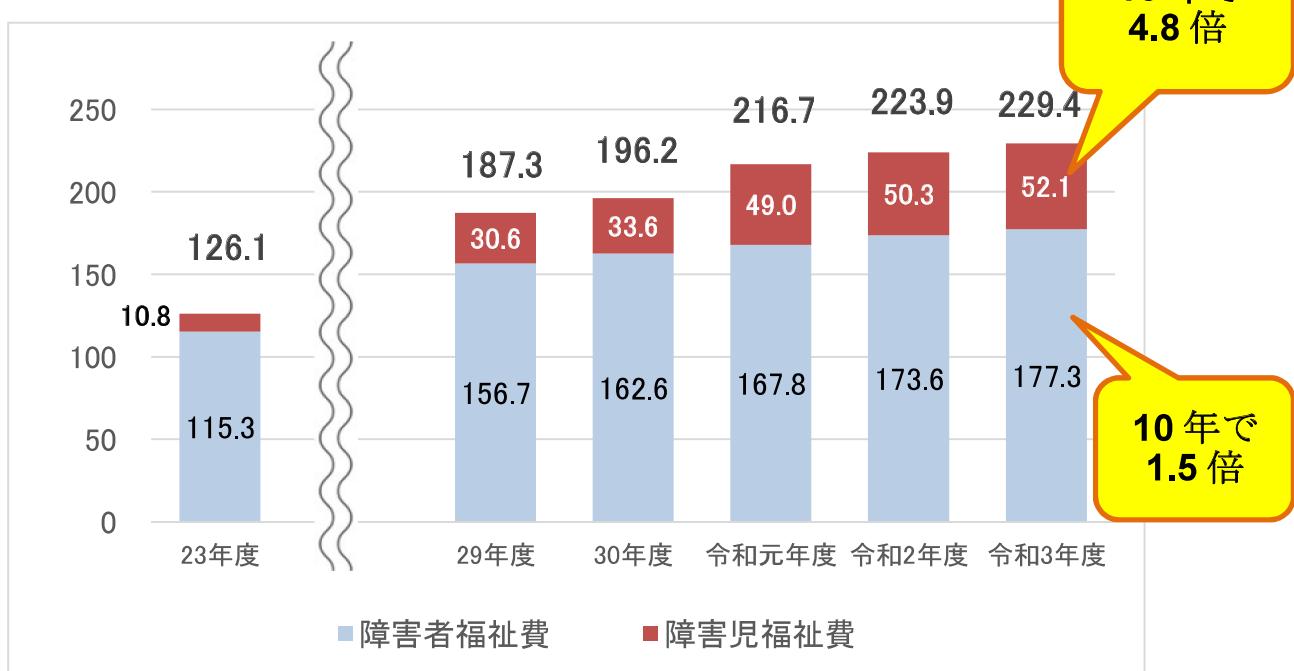
一般会計 3,501.0 億円 (R2 : 3,495.0 億円 前年度比 0.2%増)

民生費 1,106.6 億円 (R2 : 1,062.2 億円 前年度比 4.2%増)

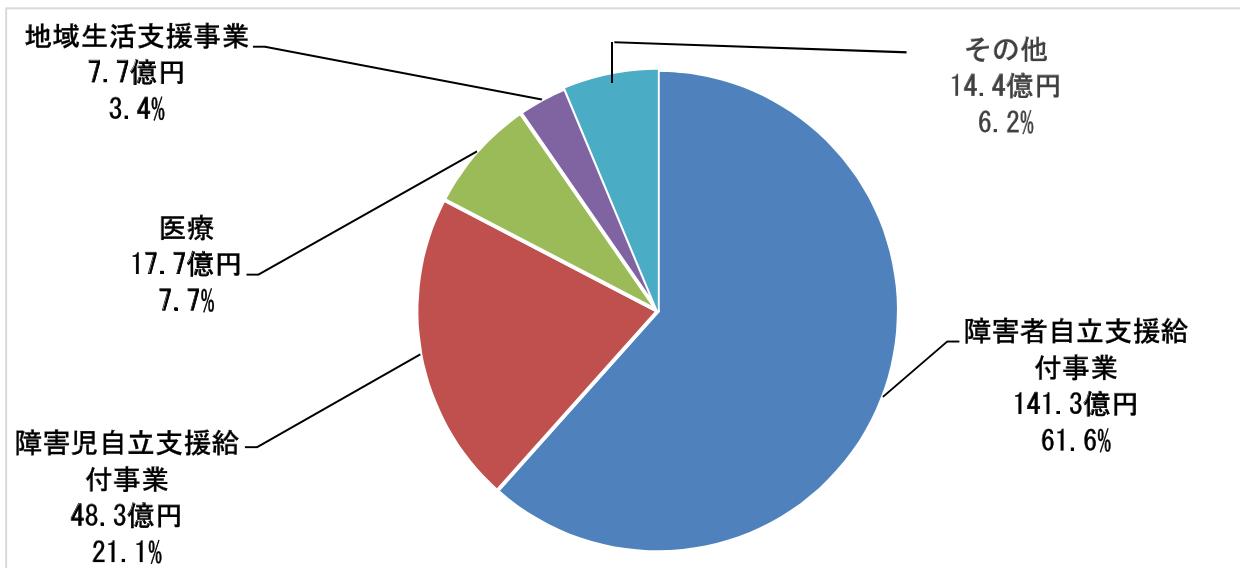
うち障害関係 229.4 億円 (R2 : 223.9 億円 前年度比 2.5%増)



(2) 障害保健福祉課予算の推移



(3) 障害保健福祉に係る予算（R 3）内訳



事業名	主なもの
障害者自立支援給付	介護給付、自立支援医療、補装具
障害児自立支援給付	障害児通所支援、介護給付、補装具
医療	重度心身障害者医療費助成、精神障害者入院医療費助成
地域生活支援	相談支援事業、日常生活用具助成、移動支援・日中一時支援
その他	手当、指定管理料（発達医療総合福祉センター等）、外出支援事業（バス・タクシー券等交付）

【財源内訳】

区分	金額 (億円)	割合	主なもの
国費	99.7	43.5%	障害者自立支援給付費負担金、障害児通所支援費負担金
県費	45.5	19.8%	障害児通所支援費負担金、障害者自立支援給付費負担金
一般財源	82.2	35.3%	
その他	2.0	1.4%	心身障害者扶養共済保険金収入
合計	229.4	100.0%	

〈拡充〉 障がい者相談支援事業

健康福祉部障害保健福祉課

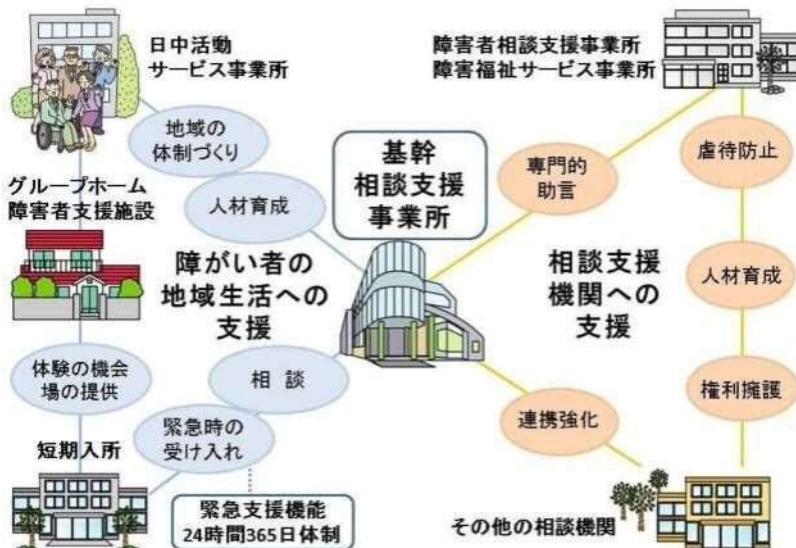
電話: 457-2860

(単位 : 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	209,454	94,766	0	0	114,688

* 障害者地域生活支援事業 相談支援事業 209,454 千円

目的	障がいのある人への相談支援体制を整えることで、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの重度化・重複化や本人・家族の高齢化などにより相談内容が多様化・困難化している。 ・障がいのある人が「親なき後」も安心して地域で生活できる体制づくりが必要である。
事業内容	<p>1 基幹相談支援センターの運営 43,109 千円</p> <p>(1) 基幹相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援センターや障害福祉サービス事業所等への専門的な助言 ・障害者相談支援事業者的人材育成、相談機関との連携強化、権利擁護・虐待の防止等 <p>(2) 地域生活支援拠点事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時における短期入所などへの迅速な受入れ（24 時間 365 日体制の緊急支援機能） ・将来を見据えた地域生活（ひとり暮らし、グループホームなど）への移行支援の拡充（新たに賃貸借住宅を活用） <p>2 相談支援センター（5か所）の運営等 166,345 千円</p> <p>障がいのある人又はその保護者等からの相談に応じ、日常生活を営むための助言や必要な障害福祉サービスの提案</p>



基幹相談支援事業所のイメージ

〈新規〉医療的ケア児等支援事業

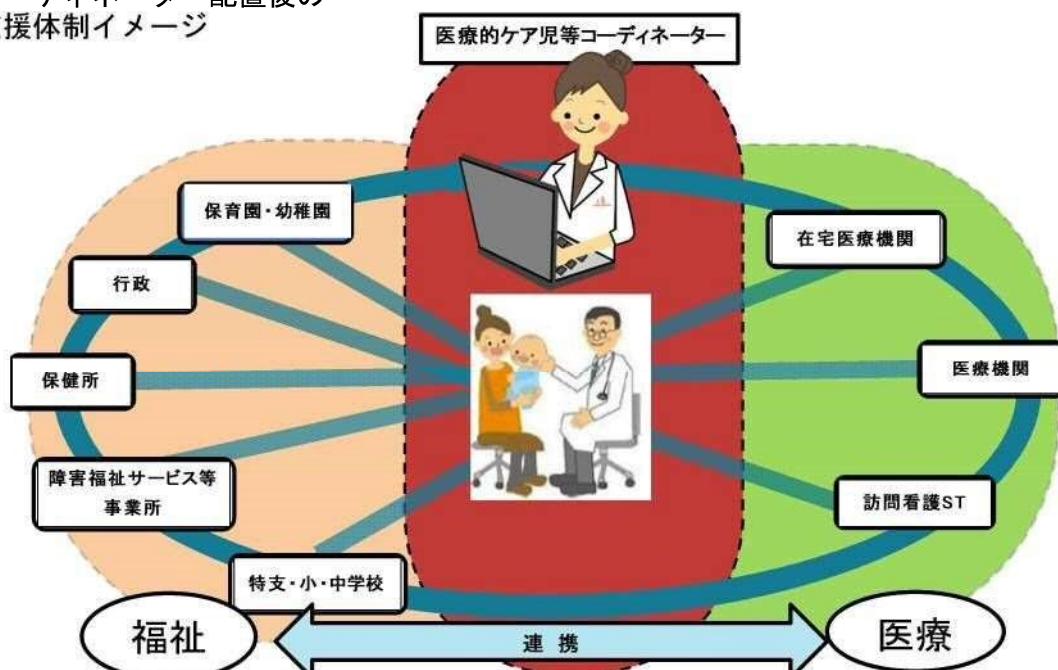
健康福祉部障害保健福祉課
電話: 457-2863

(単位 : 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	8,095	6,070	0	0	2,025

目的	医療的ケア児や重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）に対する相談体制を強化することで、対象者の退院後の日常生活を支援する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 把握している医療的ケア児者数は約 650 人（令和 2 年 12 月 1 日時点）であり、医療技術の進歩を背景に増加傾向にある。 医療的ケア児等への支援は医療及び福祉の両分野の知識が必要とされるため、相談窓口の分散や各支援機関の連携が課題とされている。
事業内容	<p>在宅の医療的ケア児等に関する相談を受け、障害福祉サービス等事業所や各機関等との調整を行う医療的ケア児等コーディネーターを配置する。</p> <p>1 医療的ケア児等コーディネーターの配置 7,900 千円</p> <p>(1) 在宅の医療的ケア児等の相談支援や多分野にまたがる支援の利用調整</p> <p>(2) 保育園、幼稚園、学校等における受け入れにかかる調整</p> <p>(3) 災害時における相談対応、関係機関等との調整及び緊急情報の発信 など</p> <p>2 医療的ケア児等支援協議会の運営 195 千円</p>

コーディネーター配置後の
支援体制イメージ



地域活動支援センターⅠ型事業所の公募について

1. 事業の目的

障がいのある人が地域において、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を図り、日常生活に必要な支援を行う。

2. 背景

- ・第6期浜松市障がい福祉実施計画では、地域活動支援センターを7か所設置することとしているが、令和2年度は、地域活動支援センターⅠ型の事業所が1か所減少している状況である。
- ・現在開設している地域活動支援センターⅠ型事業所は、北区に2か所、浜北区に1か所開設されている。
- ・現在北区、浜北区に偏在している状況を解消し、市内に暮らす障がいのある人が通いやすい場所に新規設置するため、プロポーザルによる公募を行う。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
設置数（か所）	7 (7)	7 (7)	6 (7)	7	7	7
利用者数	23,425	20,186	16,000	16,500	17,000	17,000

【実施に関する考え方】

- ・病院等から地域生活へ移行した場合の社会との交流の場として必要であり、継続して設置します。

3. 主な要件

- ・事業所は、中・東・西・南区にお住まいの方が利用しやすい場所へ設置
- ・機能強化事業として、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師又は介護支援専門員等の資格を有する職員を配置し、うち1名以上は精神保健福祉士を配置

4. スケジュール

公告日	令和3年5月10日（月）
参加意向申出書受付期間 質問書受付期間	令和3年5月11日（火）～20日（木）17時
企画提案書等提出期間	令和3年5月26日（水）～6月15日（火）17時
ヒアリング実施日	令和3年7月1日（木）
契約締結	令和3年7月21日（金）※予定
開設日	令和3年10月1日（金）

【区役所サービス向上への取組】申請書類の一元化について

◎ 経緯

【西区役所社会福祉課における職員提案】

「窓口でお客様に記入頂く書類が多いことで、お客様に負担がかかることや、職員の窓口対応に時間がかかる」

►この課題を解決するために、各区役所社会福祉課と障害保健福祉課、障害者更生相談所が協力し、作業を進めた

【結果】

市町村にて届出の様式を定めることができる住所変更や死亡届について、利用されているサービスごとに変更の届出をしていただいたものを、1枚の記入で届出が済むことができるよう整備した（令和3年4月1日から窓口で適用）

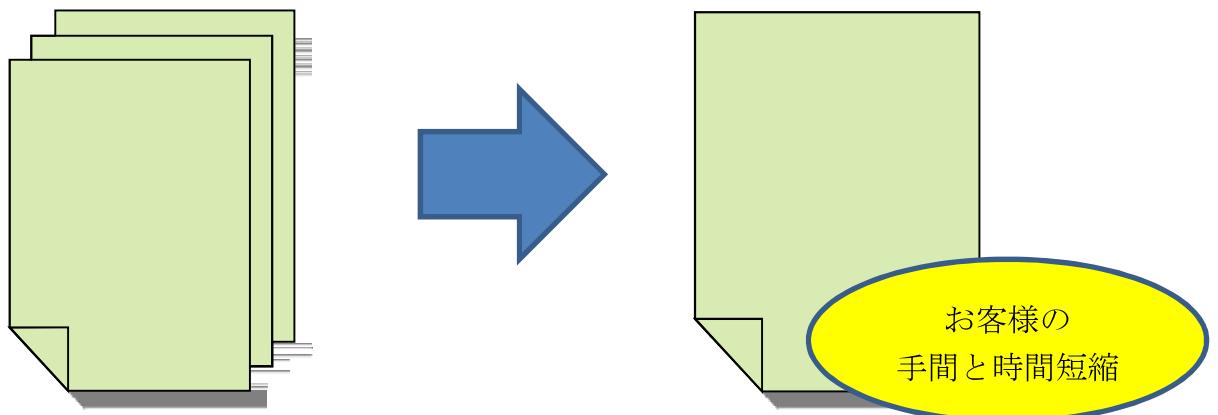
(例) 住所等変更届

R1 受付件数 7,460 件 (全区役所)

サービス利用の多い方 最大 9 枚記入

(所要時間約 30 分)

1枚の届出書を記入することにより、すべての変更届をしたものとする
(所要時間 3 分程度)



この書類の一元化については、他市で同様の事例を確認できなかったため、浜松市が初の取り組みであると思われる。